

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度の調達改善計画										令和2年度上半期自己評価結果（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
本庁の取組										本庁の取組							
○		一者応札及び随意契約の改善	<p>〔一者応札の改善〕</p> <ul style="list-style-type: none"> より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。 	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和2年度中	A	H27	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。 新規事業者獲得に向けて積極的な声かけを実施した。 入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取し、辞退理由を考慮し次回以降の契約に反映できるよう努めた。 事業者が参入しやすいよう、必要に応じて入札説明会を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけ、入札説明会の実施等の取組により、5件において複数応札が確保された。 90案件について、延べ181名から辞退アンケートを徴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> 調達内容の周知・声かけに加え、全省庁統一参加資格の取得方法について教示することにより、新規事業者が参入した。 入札説明会において事業内容を詳細に説明することにより、新規事業者の入札参加を促すことができた。 辞退アンケートにより、改善に向けた方策を検討することができた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様書の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。 	・引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。
			<p>〔一者応札及び随意契約の改善〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。 	・一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和2年度中	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 公募を行い、複数者の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、価格交渉を行うことにより経済性の確保に努めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 公募を行った警察装備品の随意契約において価格交渉を実施した結果、9案件において契約金額が初回提示額より削減された。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札が継続している場合は、応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約に移行する場合は公募を行い、競争性・経済性の確保に留意していく必要がある。 	・引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約による場合でも競争性・経済性の確保に努める。
			<p>〔公募の活用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。 	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	・対象案件について全て実施する。	令和2年度中	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札において複数年一者応札が継続している1案件について、公募を行い随意契約に移行した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 上半期中公募により83件の契約を締結した。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となり得る原因が各契約ごとに異なるため、随意契約への移行の可否については、原因を分析の上、慎重に判断する必要がある。 	・引き続き、取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。
			<p>〔少額随意契約の改善〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。 	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・少額随意契約案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和2年度中	A+	H26	<ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約案件は、原則オープンカウンター方式を実施し、競争性の確保に努めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> オープンカウンター方式により80件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。 	・要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用に努める。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>〔一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。 		A	H29	・高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施する。	令和2年度中	A+	H29	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度下半期において一者応札であった59案件について事後審査を実施した。 	A	—	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 審査にあたっては、次回調達において改善が図れるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。 	・審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。
	○	電力調達・ガス調達の改善	<p>〔電気調達・ガス調達の改善〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気調達の一般競争を、引き続き実施する。なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。 		A	H28	—	令和2年度中	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 電気調達は、新年度当初契約するものと、長期継続契約に基づき下半期するものについて一般競争入札を実施している。 	A	<p><電力に係る契約状況> 競争契約 2件</p>	—	—	—	

令和2年度の調達改善計画							令和2年度上半期自己評価結果（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）														
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント				
							目標達成予定時期	定量的					定性的								
地方の取組							地方の取組														
○	一者応札及び随意契約の改善	[一者応札の改善] ・より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけでとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和2年度中	A	H27	一者応札の改善方針として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長 について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	・ 令和元年度中に一者応札となり、令和2年度上半期に同種の入札があったもののうち約45%の契約で一者応札が解消された。 <一者応札解消件数(総数)> 令和2年度上半期 67件(151件) (解消率 44.4%) 令和元年度上半期 55件(142件) (解消率 38.7%) → R元上半期比+5.7%改善	・ 各種施策により、新規応札業者が軒増し、競争性が向上した。	-	・ 専門性の高い化学薬品等の品目の購入や、特許を使用し、専門に設計されて建設された施設等の保守委託契約等については、新規業者の参入が難しい場合がある。 ・ 効果の測定について、昨年度と全く同じ契約というものは少ないため、金額での前年比較が難しい。	・ 一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取扱い可能業者の発見に努める。 ・ 近隣の官署との情報共有をさらに推進し、取扱い可能業者等の発見に努める。 ・ 金額ではなく、一者応札に占める解消率等を算出して指標を見える化し、更なる一者応札の改善を図る。					
																	【入札案件の周知】 ・ 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	・ 一者応札解消件数 31件 ・ 削減金額(予定価格比) 49,101千円	・ 新規参入業者が増加したことにより、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。	・ 特約店契約等により、一定地域での取扱い業者が限られている場合がある。 ・ 専門性の高い物品の調達等では、仕様書だけでは内容が分かりづらい場合がある。	・ 関連する業界紙等に情報提供を実施するなど、広範囲な新規業者の目に触れやすくすると効果的である。 ・ 例年、定期的に行う委託契約等では、前回の仕様書等を活用することで、参入意欲のある業者等に周知を図ることができる。
																	【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	・ 一者応札解消件数 12件 ・ 削減金額(予定価格比) 20,228千円	・ 業種ごとの繁忙期を把握し、計画的に調達事務を行った結果、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	・ 不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。 ・ 他の契約案件とも調整を図る必要があるときは、大規模な調整を要する場合がある。	・ 定期的な調達を行う消耗品等では、調達数量を調整する等、計画的に実施する。 ・ 複数の業者からの聞き取りを行う等、業種全体のスケジュールを把握する。
																	【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	・ 一者応札解消件数 11件 ・ 削減金額(予定価格比) 11,748千円	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	・ 仕様の見直しに当たっては、普遍性に留意して、特定の製品等が有利にならないよう、複数の目で確認をする必要がある。 ・ 専門性の高い物品の調達等の場合は、例示品の閲覧を認める等、仕様見直しを行った箇所を業者にわかりやすく伝える必要がある。	・ 過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取り等を活用すると、新たな問題点を整理することができる。 ・ 新製品や同等品等の情報収集については、インターネットを活用し、広く情報収集する。
																	【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	・ 一者応札解消件数 9件 ・ 削減金額(予定価格比) 12,782千円	・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	・ 1つの契約案件にかかる時間が長期化してしまうことがある。 ・ 契約内容の専門性の高さ等に応じて、準備期間等の延長幅についてを検討する必要がある。	・ 入札案件の周知等と複合的に実施した方が効果的である。 ・ 電気・ガスの調達等、準備に相当の期間を要する契約では、より効果的である。
○	[少額随意契約の改善] ・ 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・ 少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・ 前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和2年度中	A	H27	・ 少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・ 全119官署のうち、105官署でオープンカウンター方式を導入し、合計696件で採用した。 <実施数> 令和2年度上半期 105官署・696件 令和元年度上半期 102官署・609件 → R元上半期比 +1官署・+87件	・ 新規応札業者が軒増し、競争性が向上した。 ・ 継続的に実施している官署では、業者側でも定着してきている。 ・ 官公需対象の業者等からの応札があった。 ・ オープンカウンター方式をきっかけとして、他の競争案件にも参加する業者が増加した。	-	・ 業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて周知を図る必要がある。 ・ 公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・ 制度の浸透まで時間がかかる。	・ 制度導入後は、業者への周知等、業務負担が一時的に増加する場面があるが、制度の浸透度に比例して業務負担は減少する傾向にあり、結果的に合理化につながっている。 ・ 幅広い契約で制度を導入した方が、浸透度が高い傾向がある。						

令和2年度の調達改善計画								令和2年度上半期自己評価結果（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全所属による実施を目指す。 高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。 	令和2年度中	A	H29	<p>【事前審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 17官署において27件の事前審査を実施した。 <p><実施件数> 令和2年度上半期 17官署・27件 令和元年度上半期 14官署・18件</p> <p>→ R元上半期比 +3官署・+9件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、参入障壁の撤廃につながり、競争性が回復した事案があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な機械設備等の保守契約等では、施工メーカー以外では応札が難しい案件がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工メーカー等以外での受注が難しい契約案件については、競争性の追求よりも、価格交渉等による経済性の追求にシフトする方向での検討が必要である。
										<p>【事後審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、 ・アンケート票 ・聞き取り調査 等を実施し、次回契約の参考とした。 業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> 54官署において108件の事後審査を実施した。 <p><実施件数> 令和2年度上半期 54官署・108件 令和元年度上半期 47官署・91件</p> <p>→ R元上半期比 +7官署・+17件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、同種契約を締結する際の問題点等の整理をすることができた。 要求原課と契約担当課との意思疎通を図ることで、競争性の向上に向けた問題点の整理が進んだ。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度委託等を実施している契約では、現契約額が既に非常に低廉となっており、新規業者としては利益が少ないため、入札を避けているものがあった。 施設設備保守契約等において、施工メーカーが圧倒的に有利な場合があり、そうした施設設備の場合、業者の新規参入が少ないものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後審査において把握した案件については、当該要求原課だけではなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。 施工メーカー等以外での受注が難しい契約案件については、競争性の追求と平行して、価格交渉等による経済性の追求についても検討する必要がある。 	
															<p>[新型コロナウイルス感染症にかかる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断委託契約において、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関側で十分な体制が取れない、検診実施時期の見通しが立たない等の理由により、入札参加を辞退する等の案件があった（3官署）。 検査試薬等の調達契約において、新型コロナウイルス感染症の影響により、他検査機関からの需要急増や、海外からの輸入手続の停滞により、供給状況が安定しないため、入札参加を辞退する業者等があった（3官署）。 海外製物品の調達契約において、輸入手続の停滞等により、供給状況が不安定となり、納期の確約ができない等の理由により、入札参加を辞退する業者等があった（3官署）。 マスク、手指消毒液等の調達契約で、物品調達困難や納期の確約ができない等の理由により応札業者が減少し、調達が困難となった（2官署）。 防塵マスクの調達契約において、仕様を満たす製品を製造するメーカーが出荷先及び販路の制限を実施したため、指定販売先の業者と随意契約となった（1官署）。 		

令和2年度の調達改善計画							令和2年度上半期自己評価結果（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化 一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全所属による実施を目指す。 高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。 	令和2年度中	A	R2	<ul style="list-style-type: none"> 【一者応札一覧表の公表】 上半期分について取りまとめを実施し、ウェブサイトで公表予定。 	C			R2.12 予定	-	-
	○	地方支分局等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 【指導教養】 地方における調達改善の取組を一層推進するため、管区主催の専科教養等で調達改善の指導教養を行う。 		A	-	<ul style="list-style-type: none"> 地方における調達改善の取組をより一層推進するため、適切な指導教養を行う。 	令和2年度中	A	-	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策のため、例年実施している集合形式での検討会、研修等は実施することができなかった。 	C	<ul style="list-style-type: none"> 官署内ネットワークを利用したオンラインでの教養等を実施 …1件 関係資料の配付を実施 …2件 	<ul style="list-style-type: none"> 調達に係る問題点、改善方策等の情報共有を図った。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 集合研修方式に比べ、資料配付だけでは教養効果が劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策と両立する、より効果の高い指導教養方法について調査研究を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> 【開札方法の改善】 入札書の提出日を開札時として、応札者が一者の場合、他に競争相手がおらず、結果的に高い落札率となることを避けるため、開札の立会い前までに入札書の提出期限を設定する。 		A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 対象案件がある全官署で実施を目指す。 	令和2年度中	A	H30	<ul style="list-style-type: none"> 入札書の提出締切りを開札前までとする取組を推進した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全119官署のうち、106官署で締切日を開札時以前に設定した（実施率89.0%）。 → R元上半期比 1.0%改善 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が他の応札者の動向を把握できないため、結果的に一者応札となる場合でも一定の競争効果が働いた。 業者同士が顔を合わせないため、談合の防止等、不正行為への一定の抑止効果がある。 事前に開札準備をすることができると、業務負担が軽減される。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 応札業者は入札書提出時と開札時の2度来庁しなければならず、負担となっている場合がある。 開札時に来庁しない業者もあり、入札が不調だった場合に、当日の再入札ができない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者の2度来庁することへの負担を軽減するため、入札書提出の締切を開札日の午前、開札を午後にする、業者の負担軽減と競争性双方に一定の効果がある。
	○	電力調達・ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> 【電気調達・ガス調達の改善】 競争性のない随意契約となっている官署や一者応札となっている官署について、競争入札への移行や複数者応札による競争の実施について検討を行う。また、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討も行う。 		A	H28（電力） H29（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 地域性等を考慮した上で、実施可能な官署において全所属の実施を目指す。 	令和2年度中	A	H28（電力） H29（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 対象契約の統合等の合理化について検討した上で、実施可能施設から競争契約に移行した。 既に競争契約となっている案件についても、競争性の向上を図るための施策を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ＜電力に係る契約状況＞ 競争契約 80件 契約の統合 +6官署 競争契約移行 +3官署 ＜電力に係る応札状況＞ 一者応札 令和2年度上半期 32件 令和元年度上半期 32件 複数者応札 令和2年度上半期 48件 令和元年度上半期 52件 ＜ガスに係る契約状況＞ 競争契約 5件 競争契約移行 +1官署 移行検討中 5官署 ＜ガスに係る応札状況＞ 一者応札 令和2年度上半期 0件 令和元年度上半期 1件 複数者応札 令和2年度上半期 5件 令和元年度上半期 3件 	<ul style="list-style-type: none"> 電気調達について、おおむね全ての契約について競争入札化を達成した。 契約を統合した結果、競争性が向上した。 	-	<ul style="list-style-type: none"> 年度末は業者側の繁忙期に当たるため、新規参入業者に対し、入札公告の周知を実施しても応札を辞退するケースが多い。 競争契約化から年数が経過した案件では、毎年の競争により業者の採算性が低下し、応札業者が減少する傾向にある。 ガス契約については、いまだ市場が電力ほど形成されておらず、競争契約化が難しい場合が多い。 ガス空調を導入している施設では、既存の長期継続契約のガス空調大口契約を継続した場合の方が経済性が高い可能性があるため、競争入札を実施せずに長期継続契約としている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性が低下し、一者入札となっている契約案件等については、契約時期を業者の繁忙期からずらす、契約期間を延長する等の方策を検討する。 電力契約の統合については、特定調達への該当性についても留意する必要がある。 応札可能な供給事業者の情勢について、継続して情報収集を行う必要がある。

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
 ・A+ : 効果的な取組
 ・A : 発展的な取組
 ・B : 標準的な取組

【進捗度】
以下の指標に基づき進捗度を記載。
 ・A : [定量的な目標] 目標進捗率90%以上
 [定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 ・B : [定量的な目標] 目標進捗率50%以上
 [定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
 ・C : [定量的な目標] 目標進捗率50%未満
 [定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和2年度調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日～令和2年9月30日)																																		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)																																	
			定量的	定性的																																
[共同調達等の有効活用] ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	(本庁) <共同調達> ・令和元年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」及び「宅配便」の共同調達を実施した。 ・令和元年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「OA消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・令和元年度に引き続き、警察庁、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・令和元年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 <一括調達> ・令和元年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・令和元年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、東京都警察情報通信部と「複写機用紙」の一括調達を実施した。 ・令和2年度から、東京都警察情報通信部と「官用車両点検作業」の一括調達を開始した。	<一括調達> ・「雑貨」 ※単価は税抜 オープンカウンターを実施したところ、前年度と異なる事業者との契約となった。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>増減</td> </tr> <tr> <td>トレットペーパー</td> <td>60円</td> <td>49円</td> <td>△11円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯(Hf)</td> <td>280円</td> <td>250円</td> <td>△30円</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>280円</td> <td>430円</td> <td>150円</td> </tr> </table> ・「複写機用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施し、前年度と異なる事業者との契約となった。予定数量が前年度と異なるものの、契約単価は減少した。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>増減</td> </tr> <tr> <td>A 4</td> <td>1,402円</td> <td>1,321円</td> <td>△81円</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>1,682円</td> <td>1,585円</td> <td>△97円</td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>2,120円</td> <td>1,981円</td> <td>△139円</td> </tr> </table>		R1	R2	増減	トレットペーパー	60円	49円	△11円	蛍光灯(Hf)	280円	250円	△30円	蛍光灯	280円	430円	150円		R1	R2	増減	A 4	1,402円	1,321円	△81円	A 3	1,682円	1,585円	△97円	B 4	2,120円	1,981円	△139円	
			R1	R2	増減																															
トレットペーパー	60円	49円	△11円																																	
蛍光灯(Hf)	280円	250円	△30円																																	
蛍光灯	280円	430円	150円																																	
	R1	R2	増減																																	
A 4	1,402円	1,321円	△81円																																	
A 3	1,682円	1,585円	△97円																																	
B 4	2,120円	1,981円	△139円																																	
		(地方) ・70官署において共同調達を実施した。	<実施官署数> 令和2年度上半期 70官署 令和元年度上半期 71官署 →令和元年度上半期比 △1官署(官署廃止に伴う減) <実施件数(延べ数)> 令和2年度上半期 513件 令和元年度上半期 500件 →令和元年度上半期比 +13件	・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務合理化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。																																
[クレジットカードの利用] ・少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。	継続	(本庁) ・少額の調達案件に活用した。	・令和2年度上半期では、書籍の購入において2件の取引を実施した。	—																																
		(地方) ・3官署において少額の調達案件及び光熱水費の支払に活用した。	<調達実績> 令和2年度上半期 2件 約4万円 令和元年度上半期 12件 約52万円 →令和元年度上半期比△10件△48万円	・インターネットを利用することで、安価な店舗を簡易に検索できるとともに、効率的で早い調達を実施することができた。																																
[政府調達セミナーの開催] ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続	(本庁) ・令和2年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に情報提供を行い、新規事業者の参入促進を図る予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナー方式での開催を見送った。	—	・希望者に対して資料の配付を実施し、新規業者の参入促進を図った。																																
[特定調達契約審査委員会の審査] ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	(本庁) ・令和2年度上半期では、本庁分9案件(約15億円)、地方分5案件(約1億円)について特定調達契約審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。	—	・特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。																																
[人材育成] ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・地方における調達改善の取組を一層推進するため、本庁主催の専科教養等で調達改善の指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・本庁が実施する研修はもとより、他省庁主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。	継続	(本庁) ・警察庁で実施している調達改善に向けた取組を警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。 ・全国規模等で予定していた研修等については、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの研修について中止となった。	—	・調達担当者に都度教養を実施し、適正な調達手続の指導教養を行い、調達改善の取組の重要性を周知した。																																
[情報共有] ・調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	継続	(本庁) ・令和2年度下半期(10月)に「調達改善だより」を発行し、有効な取組について情報共有を図る。	—	—																																

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員 ・ 東京大学教授】

意見聴取日【 11月 4日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<p>前年度に引き続き、今年度も、警察庁としての達成度や改善点・問題点について全体像を明らかにする形式になり、各種の取組ごとにそれらがどのような定量的・定性的効果を上げているかが明確になった。この点は、全体の達成度を検証し、今後の改善計画を立てる上で極めて有効であると考えられ、高く評価できる。</p> <p>今後も、全庁的・総合的な観点から調達改善を進めていただきたい。なお、人材育成について、全国規模での研修の開催が見送られたとのことだが、オンライン会議システムを利用した研修などの方策を検討していただけないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も警察庁としての達成度が定期的に検証できるよう、全体の指標の見える化に務めるとともに、継続的な効果測定を行い、次回調達改善計画策定の方向性の指標といたします。 人材育成について、今期のように新型コロナウイルス感染症等、予期せぬ外部要因により研修が実施できなかった場合等における代替方策として、全国規模の研修等に活用可能なオンラインシステム等インフラについて調査研究を進めるとともに、リモート形式での効果的な教養カリキュラム等についても検討を進めます。

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【 11月 9日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<p>「複数年一者応札が続いていた一般競争入札案件1件について、公募を実施して随意契約に移行した。」といったような、実態に合わせた対応がなされており、非常に良いと思います。</p> <p>また、一部指導教養などで、新型コロナの影響からリアルではなく、オンラインでの指導を実施したとありますが、現在、新型コロナを機に、民間のDX対応が加速度的に進んでおります。安全と効率化の両面から、オンラインでの対応を積極的に取り入れることで、より広く入札の参加者を募れる仕組みの構築をご検討下さい。</p> <p>また、IOTを積極活用することで、共同調達の対象を広げることができるかと思っておりますので、交渉による原価低減だけでなく、仕組みによる原価低減を進めるようさらなる改善をご検討下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も競争性に配慮しつつ、実態に即した調達改善への方策の実践に努めます。 入札制度について、昨今の民間のデジタルトランスフォーメーション対応の進捗スピードには目を見張るものがありますが、本庁における政府電子入札システムの活用等、より多くの参加者を募ることのできる方策についてさらに検討を進めます。 IOTの活用については、情報セキュリティ上のクリアすべき問題点等について検討し、活用可能な分野等の調査研究を進めます。

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員 ・ 弁護士】

意見聴取日【 11月 9日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<p>一者応札案件に関する多様な改善努力の実施、随意契約における価格交渉の実施、オープンカウンター方式により競争性を持った調達の実施など、過去に指摘を受けた問題点に対して、積極的な改善努力が実施されたことが伺われた。引き続き、適切な調達に向けた努力の継続を期待する。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、地方における取組の指導教養手段や警察庁独自の調達セミナーの開催手段が制限され、集合形式による検討会や研修等を実施することができなかったとのことであるが、それ自体はやむを得ないものとする。ただ、集合形式での検討会等が困難ではあっても、リモート形式を積極的に活用することで、集合形式に匹敵する教養手段を講ずることはできるはずなので、適宜リモートによる代替方法をご検討いただき、適切な指導教養及び情報提供等に努めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も適切な調達に資する改善への取組を継続するとともに、過去の問題点についての取組結果等が分かりやすい自己評価に努めます。 指導教養について、全国規模の研修の代替手段として活用可能なオンラインシステム等インフラについて調査研究を進めるほか、リモート形式での効果的な教養カリキュラム等についても検討を進めます。 情報提供について、必要な情報が必要な時期に必要な官署に到達できるよう、配慮して参ります。 また、調達セミナーについても、効果的な情報提供方法等についての検討を進めます。